平成２９年（フ）第５２５号
京都府向日市寺戸町辰巳22番地の１　ＢＮコート洛西　303号、前住所京都府福知山市字堀2264番地の２　グリーンヒルズＭＯＴＯＥ305号
債務者　山元　真依
１　決定年月日時　平成29年６月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年８月15日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第５５７号
京都府宇治市小倉町南堀池75―95―205、住民票上の住所京都市南区吉祥院新田弐ノ段町88番地２
債務者　池山　直人
１　決定年月日時　平成29年６月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年８月15日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第５５９号
京都府城陽市寺田水度坂15番地の110　水度マンション305号
債務者　清山　吉郎
１　決定年月日時　平成29年６月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年８月15日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第５７３号
京都府京田辺市河原北口32番地１　シャルマンコーポ新田辺331号、前住所大阪府河内長野市南花台１丁目２番６号
債務者　古田　優子
１　決定年月日時　平成29年６月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年８月15日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第１２０号
高知市薊野北町１丁目７番１号　山脇マンション304号
債務者　浅井　若菜
１　決定年月日時　平成29年６月21日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年８月15日まで　高知地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第１２４号
高知市若草町12番１―503号
債務者　山中　秀子
１　決定年月日時　平成29年６月21日午前10時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年８月15日まで　高知地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第１３４号
高知県吾川郡いの町1642番地１　駅前土居アパート
債務者　竹村　光喜
１　決定年月日時　平成29年６月21日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年８月15日まで　高知地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第１４３号
高知市仁井田2158番地１　ゆりぐるまの里
債務者　明星　実之
１　決定年月日時　平成29年６月21日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年８月15日まで　高知地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第７８号
福岡県久留米市安武町安武本906番地２　公社安武300棟324号
債務者　関口　猛嗣
１　決定年月日時　平成29年６月16日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年８月15日まで　福岡地方裁判所久留米支部

平成２９年（フ）第６３号
北海道室蘭市日の出町１丁目10番20号ハイツＪＵＮ205号、前住所北海道伊達市向有珠町204番地
債務者　石橋　満代
１　決定年月日時　平成29年６月21日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年８月16日まで　札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２９年（フ）第１２９号
盛岡市津志田南１丁目５番30号　ヴェルテスＢ―102号
債務者　千葉優美子
１　決定年月日時　平成29年６月21日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年８月16日まで　盛岡地方裁判所第２民事部

平成２９年（フ）第４０号
新潟県胎内市住吉町６番８号
債務者　中山　幸子
１　決定年月日時　平成29年６月21日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年８月16日まで　新潟地方裁判所新発田支部

平成２９年（フ）第２１９２号
大阪市都島区高倉町２丁目４番８号　パルウェル　Ｄ―２号
債務者　曽根　勝義
１　決定年月日時　平成29年６月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年８月16日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２１９３号
大阪市生野区生野西４丁目７番20号
債務者　曽根　容子
１　決定年月日時　平成29年６月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年８月16日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２１９４号
大阪市都島区高倉町２丁目４番８号　パルウェル　Ｄ―２号
債務者　曽根美恵子
１　決定年月日時　平成29年６月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年８月16日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２２９９号
大阪府高槻市塚脇１丁目９番８号
債務者　西矢　晶子
１　決定年月日時　平成29年６月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年８月16日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２３８２号
大阪府吹田市広芝町９番31―902号
債務者　小栁　雅男
１　決定年月日時　平成29年６月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年８月16日まで　大阪地方裁判所第６民事部